

## **[事案 30-272] 損害賠償請求**

・令和元年6月12日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

### **<事案の概要>**

募集人に保険料を詐取されたことを理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成25年8月に契約した逦増定期保険3件について、乗合代理店の募集人から、保険料を前納すると保険会社が運用するので、資金をただ眠らせているより運用になると言われ、保険料の前納を勧められたため、代理店名義の口座に前納保険料として入金したが、保険会社による運用はされず、同額を詐取されたことから、保険会社は、保険業法283条1項に基づき、被った損害額と遅延損害金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

前納保険料名目の振込みは、2年以上前に締結された契約に関するものであることから、募集人の行為は保険業法283条1項の「保険募集について」に該当しないので、同条同項に基づく賠償義務はないため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の行為が保険業法283条1項の「保険募集について」に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。